

自動車騒音・道路交通振動調査

1. 調査目的

騒音規制法第18条第1項（常時監視）の規定に基づき、市内主要道路における自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するための調査を行いました。あわせて、自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度の超過状況を把握するための調査を行いました。

2. 調査内容

(1) 調査期間

平成20年6月～平成21年3月まで

(2) 調査区間及び調査地点数

(a) 環境基準

・ 国道1号	・・・	7区間（評価区間17.0km）
・ 主要地方道岡崎刈谷線	・・・	3区間（評価区間7.8km）
・ 主要地方道岡崎環状線	・・・	3区間（評価区間11.7km）
・ 主要地方道岡崎足助線	・・・	3区間（評価区間10.9km）
・ 主要地方道岡崎西尾線	・・・	1区間（評価区間4.2km）
・ 県道南大須鴨田線	・・・	1区間（評価区間1.3km）
・ 県道東大見岡崎線	・・・	2区間（評価区間4.4km）
	計	20区間（評価区間57.3km）

(b) 要請限度

・ 国道1号	・・・	7地点
・ 国道473号	・・・	1地点
・ 主要地方道岡崎刈谷線	・・・	3地点
・ 主要地方道岡崎環状線	・・・	3地点
・ 主要地方道岡崎足助線	・・・	3地点
・ 主要地方道岡崎西尾線	・・・	1地点
・ 県道南大須鴨田線	・・・	1地点
・ 県道東大見岡崎線	・・・	2地点
	計	21地点

(3) 調査方法

(a) 自動車騒音（環境基準）

「環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示64号）の定めるところによります。

(b) 自動車騒音（要請限度）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令 15 号)に定めるところによります。

(c) 道路交通振動(要請限度)

「振動規制法施行規則第 12 条」(昭和 51 年総理府令 58 号)に定めるところによります。

3. 調査結果

(1) 環境基準

(a) 評価区間全体

調査区間 20 区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は 79.2%でした(評価区間別の結果については別表 1 参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	12,690	10,054	79.2
昼間		11,160	87.9
夜間		10,427	82.2

注)「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(b) 国道 1 号

調査区間 7 区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は 73.3%でした(評価区間別の結果については別表 1 参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	3,204	2,349	73.3
昼間		2,855	89.1
夜間		2,355	73.5

注)「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(c) 主要地方道岡崎刈谷線

調査区間 3 区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は 65.3%でした(評価区間別の結果については別表 1 参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,190	777	65.3
昼間		1,062	89.2
夜間		778	65.4

注)「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(d) 主要地方道岡崎環状線

調査区間3区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は69.4%でした(評価区間別の結果については別表1参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	2,839	1,970	69.4
昼間		2,289	80.6
夜間		2,130	75.0

注)「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(e) 主要地方道岡崎足助線

調査区間3区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は87.9%でした(評価区間別の結果については別表1参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	3,012	2,649	87.9
昼間		2,649	87.9
夜間		2,684	89.1

注)「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(f) 主要地方道岡崎西尾線

調査区間1区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は98.8%でした(評価区間別の結果については別表1参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,013	1,001	98.8
昼間		1,009	99.6
夜間		1,002	98.9

注)「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(g) 県道南大須鴨田線

調査区間1区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は98.2%でした(評価区間別の結果については別表1参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	456	448	98.2
昼間		448	98.2
夜間		448	98.2

注)「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(h) 県道東大見岡崎線

調査区間2区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は83.6%でした(評価区間別の結果については別表1参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,174	981	83.6
昼間		984	83.8
夜間		1,158	98.6

注)「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(2) 要請限度(騒音)

(a) 評価区間全体

調査地点21地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過したのは4地点でした(調査地点別の結果については別表2参照)。

(全調査地点：21 地点)	地点数
要請限度以下	17
要請限度超過	4
昼間・夜間のいずれかで超過	4
昼間・夜間ともに超過	0

(b) 国道 1 号

調査地点 7 地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過したのは 2 地点でした（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

(国道 1 号：7 地点)	地点数
要請限度以下	5
要請限度超過	2
昼間・夜間のいずれかで超過	2
昼間・夜間ともに超過	0

(c) 国道 47 3号

調査地点 1 地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過した地点はありませんでした（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

(国道 47 3号：1 地点)	地点数
要請限度以下	1
要請限度超過	0
昼間・夜間のいずれかで超過	0
昼間・夜間ともに超過	0

(d) 主要地方道岡崎刈谷線

調査地点 3 地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過したのは 2 地点でした（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

(岡崎刈谷線：3地点)	地点数
要請限度以下	1
要請限度超過	2
昼間・夜間のいずれかで超過	2
昼間・夜間ともに超過	0

(e) 主要地方道岡崎環状線

調査地点3地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過した地点はありませんでした(調査地点別の結果については別表2参照)。

(岡崎環状線：3地点)	地点数
要請限度以下	3
要請限度超過	0
昼間・夜間のいずれかで超過	0
昼間・夜間ともに超過	0

(f) 主要地方道岡崎足助線

調査地点3地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過した地点はありませんでした(調査地点別の結果については別表2参照)。

(岡崎足助線：3地点)	地点数
要請限度以下	3
要請限度超過	0
昼間・夜間のいずれかで超過	0
昼間・夜間ともに超過	0

(g) 主要地方道岡崎西尾線

調査地点1地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過した地点はありませんでした(調査地点別の結果については別表2参照)。

(岡崎西尾線：1地点)	地点数
要請限度以下	1
要請限度超過	0
昼間・夜間のいずれかで超過	0
昼間・夜間ともに超過	0

(h) 県道南大須鴨田線

調査地点1地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過した地点はありませんでした(調査地点別の結果については別表2参照)。

(南大須鴨田線：1地点)	地点数
要請限度以下	1
要請限度超過	0
昼間・夜間のいずれかで超過	0
昼間・夜間ともに超過	0

(i) 県道東大見岡崎線

調査地点2地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過した地点はありませんでした(調査地点別の結果については別表2参照)。

(東大見岡崎線：2地点)	地点数
要請限度以下	2
要請限度超過	0
昼間・夜間のいずれかで超過	0
昼間・夜間ともに超過	0

(3) 要請限度(振動)

すべての調査地点(21地点)で要請限度を下回りました(調査地点別の結果については別表2参照)。

4. 今後の対応

国道1号については、中部地方整備局が中心となって平成12年6月に策定した「沿道環境改善プログラム」に基づき、環境施設帯の設置や低騒

音舗装等の道路構造対策などの取り組みが推進されているところであり、その他の主要幹線道路についても引き続き自動車騒音及び道路交通振動の状況を監視していきます。

新幹線鉄道騒音・振動調査

1．調査目的

新幹線鉄道沿線における騒音、振動について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）に基づく環境基準及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年3月12日環大特第32号）に基づく指針値の達成状況を把握するため、調査を行いました。

2．調査内容

（1）調査期間

平成20年9月24日～20年9月25日

（2）調査地点

昭和62年から観測している市内の定点4箇所（8地点：軌道から25m及び50mの地点）で騒音・振動の調査を行いました。

（3）調査方法

ア 騒音

昭和50年7月29日付け環境庁告示第46号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」及び昭和50年10月3日付け環大特第100号環境庁大気保全局長通知「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」に定めるところによります。

イ 振動

昭和51年3月12日付け環大特第32号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」定めるところによります。

3．調査結果

（1）騒音

上三ツ木町50m地点の1箇所を除き、7箇所環境基準を達成できません

でした（調査地点別の結果については別表参照）。

（２）振動

合歡木町 25m地点の 1 箇所では振動対策指針値を上回りました（調査地点別の結果については別表参照）。

年 度	騒音（70dB）				振動（70dB）			
	平成19年度		平成20年度		平成19年度		平成20年度	
軌道中央からの距離(m)	25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m
正名町	73	71	73	71	66	61	66	63
上三ツ木町	75	72	72	68	65	59	64	57
福桶町	73	71	73	72	55	55	57	55
合歡木町	75	71	73	71	68	63	71	63

（３）今後の対応

東海旅客鉄道株式会社は騒音・振動対策として、騒音・振動レベルが比較的小さい車両への取り換え、改良型の防音壁の設置やそのかさ上げ、軌道の高架部分の補強、枕木の連結、スパーク音を減少させる架線の取り換え及びレールの削正などを実施しています。本市としましては、今後も騒音・振動対策の一層の推進に向けて働きかけを行い、引き続き新幹線鉄道騒音・振動の監視に努めます。

別表1

平成20年度 幹線道路における自動車騒音に係る環境基準の達成状況表

評価対象道路		測定地点の住所	騒音レベル Lae q (dB)		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長 (km)	道路に面する地域における面的評価						評価区間全体 +					
道路種別	路線名		昼間	夜間				環境基準達成戸数 (戸)	区間内戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)			評価対象住居等戸数 (戸)	昼間・夜間とも基準値以下 (戸)	昼間のみ基準値以下 (戸)	夜間のみ基準値以下 (戸)	昼間・夜間とも基準値超過 (戸)		
										昼夜	昼間	夜間							
一般国道	国道1号	本宿町	66	66	本宿町	舞木町	2.9	352	406	352	407	86	100	86	407	352	54	0	1
一般国道	国道1号	岡町	67	68	舞木町	美合町	5.3	623	669	623	710	88	94	88	710	623	46	0	41
一般国道	国道1号	大平町	75	75	美合町	大平町	2.2	70	135	70	209	33	65	33	209	70	65	0	74
一般国道	国道1号	菅生町	68	67	大平町	島町	1.8	311	454	314	525	59	86	60	525	311	143	3	68
一般国道	国道1号	康生町	65	65	島町	八帖北町	1.2	272	282	275	292	93	97	94	292	272	10	3	7
一般国道	国道1号	矢作町	67	67	八帖北町	暮戸町霞野	2.4	582	759	582	866	67	88	67	866	582	177	0	107
一般国道	国道1号	宇頭北町	73	72	暮戸町霞野	宇頭町	1.2	139	150	139	195	71	77	71	195	139	11	0	45
主要地方道	岡崎刈谷線	美合町	71	71	美合町	大西町	1.4	164	227	164	254	65	89	65	254	164	63	0	27
主要地方道	岡崎刈谷線	明大寺町	69	69	大西町	戸崎町	1.2	91	134	92	169	54	79	54	169	91	43	1	34
主要地方道	岡崎刈谷線	上和田町	72	71	戸崎町	昭和町	5.2	522	701	522	767	68	91	68	767	522	179	0	66
主要地方道	岡崎環状線	大樹寺2丁目	71	67	北野町	鴨田町	2.4	361	361	364	393	92	92	93	393	361	0	3	29
主要地方道	岡崎環状線	小呂町3丁目	72	70	鴨田町	大平町	4.7	821	1139	821	1350	61	84	61	1350	821	318	0	211
主要地方道	岡崎環状線	上地4丁目	72	66	大平町	上地	4.6	788	789	945	1096	72	72	86	1096	788	1	157	150
主要地方道	岡崎足助線	伊賀町	70	65	康生通南	鴨田町	2.8	1309	1309	1310	1333	98	98	98	1333	1309	0	1	23
主要地方道	岡崎足助線	東蔵前町	70	66	鴨田町	岩津町	3.7	850	850	884	1188	72	72	74	1188	850	0	34	304
主要地方道	岡崎足助線	細川町	69	64	岩津町	桑原町	4.4	490	490	490	491	100	100	100	491	490	0	0	1
主要地方道	岡崎西尾線	筒針町	69	63	矢作町	島坂町	4.2	1001	1009	1002	1013	99	100	99	1013	1001	8	1	3
県道	南大須鴨田線	真伝町	64	58	鴨田町	真伝町	1.3	448	448	448	456	98	98	98	456	448	0	0	8
県道	東大見岡崎線	久右卫門町	70	64	明大寺本町	稲熊町	2.7	654	656	830	843	78	78	98	843	654	2	176	11
県道	東大見岡崎線	真伝町	68	60	稲熊町	真伝町	1.7	327	328	328	331	99	99	99	331	327	1	1	2
							57.3	10054	11160	10427	12690	79	88	82	12690	10054	1106	373	1157

別表2

平成20年度 自動車騒音及び道路交通振動調査結果表 (要請限度関係)

路線名	車線数合計	測定地点の住所	測定日	騒音関係				振動関係				用途地域					
				要請限度		測定値		超過状況		要請限度			測定値		超過状況		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間	
国道1号	4	本宿町	6/23月 ~ 6/26水)	75	70	66	66			6/23月)	70	65	40	40			準工業地域
	4	岡町	6/23月 ~ 6/26水)			67	68			7/8火)			33	35			準工業地域
	4	大平町	7/15火) ~ 7/18金)			75	75		×	-			54	53			近隣商業地域
	4	十王町	7/14月) ~ 7/17水)			68	67			-			34	34			商業地域
	4	康生町	7/14月) ~ 7/17水)			65	65			-			47	48			商業地域
	4	矢作町	9/9火) ~ 9/12金)			67	67			9/11水)			47	48			商業地域
	4	宇頭北町	11/11火) ~ 11/14金)			73	72		×	11/5水)			65	60	47	47	
岡崎刈谷線	2	美合町	10/2水) ~ 10/7火)	75	70	71	71		×	10/2水)			47	50			工業地域
	2	明大寺町	11/17月) ~ 11/20水)			69	69			11/19水)	65	60	40	42			第2種住居地域
	4	上和田町	3/23月) ~ 3/26水)			72	71		×	3/23月)	70	65	41	42			準工業地域
岡崎環状線	6	大樹寺2丁目	12/1月) ~ 12/4水)	75	70	71	67			12/2火)			49	47			準工業地域
	6	小呂町	12/1月) ~ 12/4水)			72	70			12/2火)	65	60	36	36			準住居地域
	4	上地4丁目	11/18火) ~ 11/21金)			72	66			11/19水)			40	31			準住居地域
岡崎足助線	2	伊賀町	1/20火) ~ 1/23金)	75	70	69	64			1/21水)	70	65	38	27			近隣商業地域
岡崎足助線	2	東蔵前町	10/8水) ~ 10/11土)			70	66			10/9水)			41	33			近隣商業地域
岡崎足助線	2	細川町	10/7火) ~ 10/10金)			69	64			10/8水)			45	33			市街化調整区域
岡崎西尾線	2	筒針町	11/4火) ~ 11/7金)			69	64			11/5水)	65	60	40	29			第1種住居地域
南大須鴨田線	2	真伝町	1/19月) ~ 1/22水)			65	58			1/20火)			38	24			第1種住居地域
東大見岡崎線	2	久右卫門町	9/16火) ~ 9/19金)			70	64			9/16火)	70	65	29	20			商業地域
東大見岡崎線	2	真伝町	10/20月) ~ 10/23水)			68	60			10/20月)			23	16			市街化調整区域
国道473号	2	上衣文町	6/24火) ~ 6/27金)			69	64			-			40	27			市街化調整区域

別表 3

平成 20 年度 新幹線鉄道騒音振動測定結果表

町名	正名町					上三ツ木町					福桶町					合歡木町							
上り・下りの別	下り側					上り側					下り側					上り側							
測定日	平成 20 年 9 月 24 日					平成 20 年 9 月 24 日					平成 20 年 9 月 25 日					平成 20 年 9 月 25 日							
項目	騒音		振動		速度 (km/h)	騒音		振動		速度 (km/h)	騒音		振動		速度 (km/h)	騒音		振動		速度 (km/h)			
	25 m	50 m	25 m	50 m		25 m	50 m	25 m	50 m		25 m	50 m	25 m	50 m		25 m	50 m	25 m	50 m		25 m	50 m	
軌道からの距離	25 m	50 m	25 m	50 m	240.7	25 m	50 m	25 m	50 m	247.0	25 m	50 m	25 m	50 m	238.7	25 m	50 m	25 m	50 m	246.3			
環境基準値 又は 指針値 (dB)	70	70	70	70		70	70	70	70		70	70	70	70		70	70	70	70		70	70	70
測定値 (dB) (超過状況)	73	71	66	63		72	68	64	57		73	72	57	55		73	71	71	63		x	x	x

参 考

<自動車騒音に係る基準>

1. 道路に面する地域に係る環境基準

環境基本法第16条第1項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。

地域類型			環境基準 (LAeq)		幹線交通を担う道路に 近接する空間
A	第1種低層住居専用地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域		夜間	55dB以下	
	第2種中高層住居専用地域				
B	第1種住居地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	夜間 65dB以下
	第2種住居地域				
	準住居地域		夜間	60dB以下	
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域				
C	近隣商業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	(全地域共通) 備考参照
	商業地域				
	準工業地域		夜間	60dB以下	
	工業地域				

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

3) 時間の区分は、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

2. 要請限度

騒音規制法第17条第1項に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

地域区分		要請限度 (LAeq)			
		時間帯	道路に面する区域		幹線交通を担う道路に 近接する空間
			1車線	2車線以上	
a	第1種低層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB 夜間 70dB (全地域共通)
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域	夜間	55dB	65dB	
	第2種中高層住居専用地域				
b	第1種住居地域	昼間	65dB	75dB	
	第2種住居地域				
	準住居地域	夜間	55dB	70dB	
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域				
c	近隣商業地域	昼間	75dB		
	商業地域				
	準工業地域	夜間	70dB		
	工業地域				

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

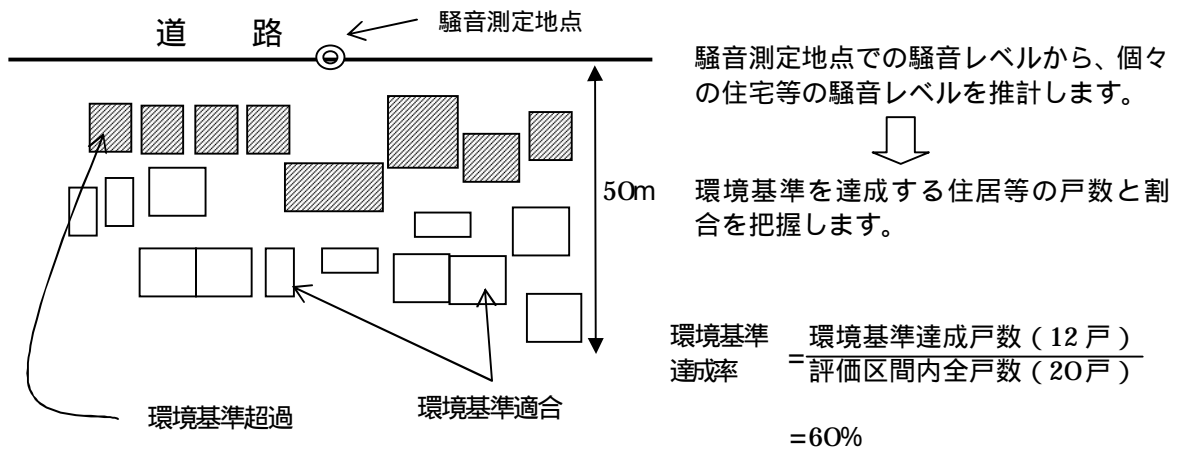
3) 時間の区分は、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

～環境基準の面的評価とは～

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。

2) 等価騒音レベル(LAeq)

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したものです。



< 道路交通振動に係る基準 >

1. 要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項に基づくもので、道路交通振動により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

地域区分		要請限度 (L10)	
1	第 1 種低層住居専用地域	昼間	65dB
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地域	夜間	60dB
	第 1 種住居地域		
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
2	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	昼間	70dB
	近隣商業地域		
	商業地域	夜間	65dB
	準工業地域		
	工業地域		

注 1) L10 とは、振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の 10% をそれぞれ除いた 80% レンジの上端値を示す。

2) 時間の区分は、昼間は 7 時から 20 時、夜間は 20 時から翌朝 7 時

< 新幹線鉄道騒音の環境基準及び振動の指針 >

- (1)新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)
 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定
 (昭和52年4月30日環境庁告示第484号)

地域類型	環境基準
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB以下
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75dB以下

- (2)新幹線鉄道振動に係る指針(昭和51年3月12日付け環大特第32号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」)
- ア 70dBを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

～新幹線騒音・振動の測定方法とは～

- (1)騒音の測定方法(昭和50年7月29日付け環境庁告示第46号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」、昭和50年10月3日付け環大特第100号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」)

上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する20本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の騒音値のパワー平均値を算出する。

- (2)振動の測定方法(昭和51年3月12日付け環大第36号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」)

上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する20本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の振動値の算術平均値を算出する。